

(仮称)新かすがい男女共同参画プラン(案)に対する市民意見の概要及び市の考え方

- 1 募集期間 平成23年12月1日(木)～平成24年1月4日(水)  
 2 募集結果 7人(30件)

No.	ページ	目標	課題	意見の概要	市の考え方
1	P5		国の第3次男女共同参画計画のポイント	「4 女性に対するあらゆる暴力の根絶」男性に対する暴力の根絶をわざわざ排除する意味が分かりません。DVにおいて男性の被害が多くなっています。男性は被害にあっても救済する必要が無いというのは理不尽です。	国の第3次男女共同参画基本計画のポイントを参考として掲載したものです。また、本プランでは「目標Ⅴ あらゆる暴力を根絶する社会づくり」課題1 男女間における暴力の根絶としています。
2				国・県の資料を参考に「年表」をつけてほしい。特に1982年市民部に青少年婦人課設置、1992年青少年女性課に改称、これ以降の所管部署の変遷を加えてほしい。	年表を掲載します。
3				男女共同参画も大事でしょうが、実際に女性就職率は改善され、意識も改善されつつあります。こうした計画に過剰税金をかけて啓発活動したり、ある特啓発定団体に税金を使っている暇があるなら、県内市内の農家を真っ先に救うことが大事だと思います。	本プランは、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを定めるものです。農業の分野についても男女共同参画の取り組みを進めてまいります。
4	P54		プランの推進体制	男女共同参画プランを推進していくためには、所管する男女共同参画課の事務局の体制が重要である。プランが推進しやすい事務局体制(人員の確保、充実した研修機会の確保など)を保障してほしい。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。

(仮称)新かすがい男女共同参画プラン(案)に対する市民意見の概要及び市の考え方

No.	ページ	目標	課題	意見の概要	市の考え方
5	P16	I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	1 男女共同参画に関する意識の普及と定着	昨今、女尊男卑を掲げる攻撃的差別思想生物的個体としてどう変えようもない性差を否定するジェンダーフリーまたはレス等が入り込んでいるように感じ、危惧しています。	女尊男卑を掲げる攻撃的差別思想や性差を否定することなどは本プランの目指す男女共同参画社会とは異なります。一人一人が性別に関わらず個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指すものです。
6	p16			「これまでも重要性が認められ様々な施策が展開されてきました。」とあるが、啓発紙など具体的に実施しているものを少し入れたうえで、「・・・など様々な・・・」と続けた方がわかりやすいと思う。	わかりやすい表現に見直します。（「男女共同参画に関する啓発やセミナーの開催など様々な…」）
7	P17			意識調査の結果について、全体における男女の意識の違いの分析はあるが、年齢区分における男女の意識の違いの分析はない。施策を展開するにあたって、現状を詳細に分析しておく必要はないのか。	今後の施策の展開に応じて効果的な活用を研究していきます。
8	P24		3 メディアにおける男女の人権の尊重	「どちらかと言えば」などという非常に曖昧な単語を逃げ道として、浮動票を大量に誘導してむしり取るようなやり方は容認できません。即刻、アンケートの取り直しを要求致します。	この設問につきましては、内閣府の「男女共同参画に関する世論調査」を参考にしております。御意見につきましては、今後の調査の研究課題とさせていただきます。
9	P25			「課題3メディアにおける男女の人権の尊重」「施策8メディアリテラシーの向上」「施策9広報・刊行物などにおける性差別表現の排除」の撤回を願いたい。創作物に対する表現規制・弾圧行為の一切をやめていただきたい。表現の自由は日本国憲法の基本的人権として認められています。	表現の自由は、もちろん保障されなければなりません。女性や子どもをターゲットにした性的ないし、暴力行為の対象として捉えた表現により、人権侵害がおきることのないよう、メディアに自主的な取り組みを促すとともに、行政自らもメディアの活用において配慮するものです。

(仮称)新かすがい男女共同参画プラン(案)に対する市民意見の概要及び市の考え方

No.	ページ	目標	課題	意見の概要	市の考え方
10	P25	I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	3 メディアにおける男女の人権の尊重	個人の解釈に干渉するような記述は思想統制にも繋がりが、表現の自由はおろか「内心の自由」にも反します。強制力を持つ公的機関がこういう直接的な記述をするのは、ただの検閲です。憲法第99条の、「公務員の憲法擁護義務」違反に値します。	本プランでは、人権尊重の視点に立った情報発信のため、地域や事業者に対し理解と協力を求めるとともに、市から発信する情報から性差別表現を排除するものです。また、御意見のように、情報の受け手がメディアリテラシーの向上を目指すものです。
11	P25			行政は言論活動や創作表現について不介入を貫くべきであり、すべきはメディア・リテラシー教育の普及と共に、ゾーニングの充実支援と知る権利の保護ではないでしょうか。	同上
12	P25			強要された「自主規制」は「自主規制」に非ず。これは「強制規制」、即ち「検閲」といいます。	同上
13	P25			ネットやメディア悪影響論には根拠がありません。フィルタリングを行政が過剰に義務付けしたりすることは、検閲行為そのものです。	同上

(仮称)新かすがい男女共同参画プラン(案)に対する市民意見の概要及び市の考え方

No.	ページ	目標	課題	意見の概要	市の考え方
14	P27	Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	ポジティブ・アクションとは、固定的な男女の役割分担意識や、過去の経験から生じている男女労働者間の格差を解消し、「男女の」能力発揮を図るために行う積極的改善措置ではないでしょうか。	ポジティブ・アクションの注釈は、国（内閣府及び厚生労働省）におけるポジティブ・アクションの説明に基づくものです。
15	P28			「代表者として登用が図られるよう啓発を進めていきます。」はおかしいので、「代表者として活躍できるよう啓発活動を進めます。」などの文言を使ってほしい。	わかりやすい表現に見直します。（「代表者として意思決定の場へ参画できるよう啓発を進めます」）
16	P29			「女性団体の育成支援」について、若い世代や新たな分野の活動も支援していく方法を探るべきではないか。	今後の研究課題とさせていただきます。
17	P29		2 就業における男女共同参画の促進	性別に捕われずやる気と能力のある人が就くべきであり、そこに性差で機会が制限されるのは問題ですが、無理に男女比率を同じにする必用は疑問を感じます。	本プランでは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される条件整備を指すものです。
18	P29			就職率や幹部率を男女同率目標のノルマ化として各会社に協力要請または押付けたとしても、現実にはまったく沿っておりません。	同上
19	P31			起業したい女性を応援するための資金を提供する方法について、今後、研究してほしい。	今後の研究課題とさせていただきます。

(仮称)新かすがい男女共同参画プラン(案)に対する市民意見の概要及び市の考え方

No.	ページ	目標	課題	意見の概要	市の考え方
20	P34	Ⅲ ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	雇用改革により旧来の日本の雇用体系は破壊され、今や共働きでようやく食べていける家庭が急増しています。このままでは近く、子供達まで労働しなければ家庭を維持できない事態になりかねません。派遣法の改正等、今一度雇用改革の欠陥を見直すべきではないでしょうか。	様々な困難を抱える人々が自立し、安心して暮らしていけるよう、男女共同参画の視点から支援をおこないます。
21	P36			ファミリーフレンドリー企業（子育て支援）だけではなく、女性の再就職を支援している事業者も優遇措置の対象としてほしい。	今後の研究課題とさせていただきます。
22	P45		4 介護を支える社会環境の整備	今後の取り組みのところで、「・・・男性が介護に積極的に参加し、男女がともに支え合う意識を啓発していくことや、介護者の負担を軽減し、仕事や地域活動を継続できるようなサービス支援体制の構築を進めていきます。」と介護者の視点に立った取り組みについて書かれている。しかし、内容の後半部分には「・・・高齢者ができる限り在宅で過ごせるような支援を行います。」とある。この文言によって、施設入所やショートステイなどを利用したい介護者（主に女性）にとって、サービスが使いづらくなるのではないかと懸念している。自宅での家族介護に疲れ、介護サービスを利用したくても、本人や他の親族の反対により、利用できずに苦しんでいる女性がいると聞く。そういう女性を追い込まないような文章に変更してほしい。	文章の表現を見直します。（「…制度への理解と利用促進を図ります。また、要介護にならないための予防事業を実施し、高齢者が自立した生活ができるよう支援を行います。介護する上で生じる様々な問題について、きめ細やかな情報提供や相談体制の充実を図ります。」）

(仮称)新かすがい男女共同参画プラン(案)に対する市民意見の概要及び市の考え方

No.	ページ	目標	課題	意見の概要	市の考え方
23	P46	IV 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり	1 男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり	性差を否定するジェンダーフリーまたレスという危険な思想を男女共同参画に取り入れようとする自治体が増えているように感じ危惧しています。またそれとは別に、ゲイの人達への差別などマイノリティへの差別が深刻と考えます。差別やイジメの正当化を防ぐには、嫌な人とは付き合いをさげ、このままで良くないと思えば歩み寄るという考えを浸透していくべきではないでしょうか。	性差を否定することなどは、本プランの目指す男女共同参画とは異なります。人権に関する正しい知識と感覚を身につけることが出来るよう、人権教育・啓発の推進に取り組んでいきます。
24	P47		2 ライフステージに応じた健康づくりの支援	男性と女性とでは、男性のほうが平均寿命が短いという身体的性差がありますが、なぜ男性は留意されないのでしょうか？男性の健康診断の受診で優遇措置を設けること等が必要でしょう。	女性・男性の特性に応じた検診に取り組むこととしています。また、健康維持のための基本的な検診は男女の別なく取り組むものとしております。

(仮称)新かすがい男女共同参画プラン(案)に対する市民意見の概要及び市の考え方

No.	ページ	目標	課題	意見の概要	市の考え方
25	P49	V あらゆる暴力を根絶する社会づくり	1 男女間における暴力の根絶	即刻修正を要求致します。全体的に女性の人権に偏っているように見受けられます。暴力は「女性」ではなく「弱者」が対象である事が問題なので、そのように修正すべきです。	暴力行為は、被害者の性別に関わらず、決して許されるものではありませんが、市民意識調査の結果からDVの被害者は女性が多いことに配慮した施策を掲げていく必要があると考えております。
26	P49			昨今、女性が恋愛に積極的でない、性欲が旺盛でない男性を「草食系」などと揶揄する事がもてはやされるなど、女性からの男性への差別、デートDV等の問題深刻化も男女共同参画の観点から早急に考えるべきと感じます。	被害者、加害者を生まないためにも、相手を暴力で支配しない、お互い尊重する関係を築くことができるよう若い世代に向けた啓発が必要と考えます。
27	P49			DV行為相談の報告数についても、男性の問題ではなく又は女性の人権が軽んじられているという訳でもなく、最近の不況が原因だという考え方がまったく無視され項目記述すらされていないのはなぜでしょうか。	同上
28	P49			毎年三万人超の自殺者は殆どが男性であり、路上生活者も同様です。男性特有の状況として、父子世帯や高齢単身男性が地域で孤立しがちである傾向や、「男性が主に経済的負担を担うもの」、「男は弱音を吐いてはならない」といった、男性への過度の期待の影響であるとの指摘があります。	男女共同参画社会の実現は、固定的性別役割分担に基づく男性のプレッシャーの解消にも有効であると考えております。
29	P49			行政の家庭介入により男性の人権や子どもの親権などがめちゃくちゃになった日本の状況と社会現象が陰で次第に増えていることにも注目してください。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
30	P49			春日井市が現在DV被害者支援のためにしている方策は、素晴らしいものである。被害者にとって、相談窓口を訪問すれば、その後、事務局が市役所内の関係各課と連絡を取り迅速に動いてくれることほどありがたいことはない。安心感こそ重要である。どうか、この体制を維持してほしい。	今後も迅速な被害者支援に努めてまいります。